水墨画連盟規約

制 平成 9年 4月 1日 改 平成 16年 5月 19日 改 平成 17年 4月 1日 改 平成 18年 4月 1日

(名称及び事務局)

第 1条 本連盟は、水墨画連盟と称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第 2条 本連盟は、村内水墨画愛好者の地域文化に対する関心の高揚を図り、本村文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 各種研修、講習会の主催及び後援
 - (2) 会員相互の連絡融和を図ること
 - (3) その他連盟の目的達成に必要な事項

(会員)

- 第4条 本連盟は、本村在住、在勤者の団体をもって組織する。
 - 2 村外者であっても、理事会で承認された者は例外とする。
 - 3 会員は、年会費を納入する。

(入脱会)

- 第 5条 本連盟に加入しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。
 - 2 会員の登録は毎年3月末日までに更新し、手続き完了とともにその年 度の本連盟の資格を取得する。
 - 3 会員は、自ら脱退の意志を表明したとき、または除名の処置を取られ たとき本連盟会員の資格を失う。

(役 員)

- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名 (副理事長は事務局長を兼務する。)
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理 事 若干名
 - (5) 会 計 1名
 - (6) 監事 2名

(理事及び監事等)

- 第7条 理事は、1団体より2名選出する。
 - 2 理事長、副理事長及び会計は理事の互選とし、理事会の承認を得る。
 - 3 監事は、会員の中から選出する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年する。但し、再任を妨げない。
 - 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が職務を遂行出来ないと きはその職務を代行する。
 - (3) 事務局長は副理事長が兼務し、本連盟の事務を掌理する。
 - (4) 理事は他の役員に協力し、本連盟事業の企画運営に当たる。
 - (5) 会計は、本連盟の会計を掌理する。
 - (6) 監事は、本連盟の会計事務を監査する。

(評議員)

- 第10条 評議員は、会員の中から1名選出する。
 - 2 評議員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 3 評議員は、東海村文化協会の総会に出席する。

(会 議)

- 第11条 本連盟の会議は理事会とし、理事長が招集する。
 - 2 会議は、過半数をもって成立する。
 - 3 議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(理事会)

- 第12条 理事会は監事を除く役員をもって構成し、年1回以上開催する。但し、 必要に応じて臨時に開催することが出来る。
 - 2 理事会は、本連盟最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 年会費の決定
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 本連盟の基本方針及び年度計画
 - (4) 規約、細則の改定、改廃
 - (5) 役員の選出及び承認
 - (6) その他本連盟運営に関する事項

(会 計)

- 第13条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。
 - 2 本連盟の会計年度は、4月1日から翌年3月末日とする。
 - 3 年会費は入会月に関係なく1,000円とし、理由を問わず返却しないこととする。

(規約の改正)

第14条 本規約は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改 正することができない。

(役員運営費の支払い)

- 第15条 理事長、副理事長の通信連絡費及び電話代として、各3,000円/年を支払う。
 - 2 東海村文化協会主催の反省会及び研修会に出席するときは、若干の費 用を助成する。

(補 則)

第16条 本規約の施行に監視必要な事項は、理事会の議決を経て別に細則を定めることが出来る。

付 則

本規約は、平成18年4月1日から施行する。

細則

制 平成17年4月1日

(役員運営費の支払い費用)

第 1条 規約第15条の若干の費用とは、出席経費の1/2とする。